

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	学校法人 明治東洋医学院
代 表 者 名	理事長 谷 口 和 彦
所在地・連絡先	(所在地) 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1 (電話) 0771-72-1231

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	明治国際医療大学附属訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(所在地) 京都府南丹市日吉町保野田長通16-3 (電話) 0771-72-9010 (FAX) 0771-72-9011
事業所番号	2663490049
管理者の氏名	疋田 美鈴

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管 理 者	1人	事業所及び従業者への 管理・指導
看護職員（看護師又は准看護師）	常勤換算 2.5人以上	訪問看護サービスの実施

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	南丹市・船井郡京丹波町
------------	-------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください

(5) 営業日・営業時間等

営業日	日曜日～土曜日
営業時間	9:00～17時30分

◎上記の営業時間のほか、電話により24時間連絡が可能

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護

	計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①症状・障害・全身状態の観察 ②日常生活の看護 ③医師の指示による医療処置 ④リハビリテーション ⑤認知症患者の看護 ⑥精神的支援をはじめ総合的な看護 ⑦療養生活や介護方法の指導 ⑧ターミナルケア
3 その他	家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の相談

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している問題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

（1）サービスの開始

主治医・看護師にご相談ください。居宅サービス計画（ケアプラン）を作成している場合は、介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

（2）サービスの終了

ア）利用者のご都合でサービスを終了される場合は、主治医・看護師・ケアマネジャーにお申し出ください。

イ）自動終了

- ①利用者が介護保険施設に入所された場合
- ②利用者の要介護認定区分等が、自立と認定された場合
- ③利用者が亡くなられた場合

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金（1割負担の場合）が利用者様の負担額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2～3割）となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき利用料金全額（10割）をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

■料金表

※ 別紙参照

※ 料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※ 死亡処置（エンゼルケア）は実費となります。

※ 医療保険による訪問看護利用料については別紙参照

■交通費

通常の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費が必要となります。

※通常の実施地域を越えた時点より 30 円/Km。

医療保険利用の場合は片道 5 Km まで 150 円。5 Km 以上は 30 円/km 加算。

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、キャンセル料をいただく場合があります。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

■利用料等のお支払い方法

原則として月末に締め、翌月の最初の訪問日に請求書をお渡しいたします。

- お支払い方法
- ①訪問時の集金
 - ②附属病院窓口でのお支払い
 - ③JA 通帳による引き落とし、または振込

入金確認後、領収書を発行いたします。

振込みによるお支払いを希望される場合は、以下の口座に振り込んでください。

【振込先】京都農業協同組合 日吉支店
普通口座：0029088
口座名義：学校法人明治東洋医学院明治国際医療大学附属
訪問看護ステーション 理事長 谷口和彦

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問看護が必要と主治医が認めた「要支援・要介護」の方に対して居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。ただし、要介護者等であっても、末期悪性腫瘍の患者さんまたは厚生労働大臣が定める疾病の患者さんは、すべて医療保険で対応します。要介護者等が急性増悪となった場合も、医療保険で対応します。また、介護保険を申請していない人に対しても、同様にその必要性を医師が判断した場合、医療保険での訪問看護を行うことができます。訪問看護サービスはケアプランに位置付けられてはじめて実施されます。特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にある者に限る）には、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

(2) 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるように配慮し、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係職種・関係市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・その他保健医療サービス及び福祉サービス事業者との綿密な連携を行い、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表の通り。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 : 疋田 美鈴 (管理者)
	受付 時間 : 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
	連 絡 先 : 電話 0771-72-9010 FAX 0771-72-9011
	面 接 : 当事業所
南丹市高齢福祉課	電話 0771-68-0006
京丹波町保険福祉課	電話 0771-86-1800
京都府国民健康保険団体連合会	電話 075-354-9011

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りです。

- ①相談または苦情があった場合は、原則として管理者が対応する。
- ②管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、速やかに管理者に報告する。
- ③相談または苦情の内容を確認し、訴えた相手に対して回答の期限を説明する。
- ④相談・苦情処理のための会議を開催し、問題点の洗い出し、整理及び今後の改善について話し合い、回答案を検討する。
- ⑤文書による回答を作成し、事情説明を行ったうえで文書を渡す。
- ⑥利用者に渡した文書と同様のものを居宅介護事業者にも渡し、報告する
- ⑦市町村や国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、必要な改善を行ったことを報告する。
- ⑧改善点は全職員に周知し再発予防に努める。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の処置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための従事者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通達するものとします。

11 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更が合った場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 看護師等は、サービス利用料以外の金銭とその他の金銭的管理及び取扱いは原則としていたしかねますのでご了承願います。
- (3) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能回復維持のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますのでご了承願います。

12 学生の教育・実習について

当事業所は、大学の教育・実習施設としての機能を有しております。学生の教育・実習には以下の基本的な考えで望むことにしておりますので、学生教育の必要性をご理解いただきご協力お願いいたします。なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

- ① 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者または利用者の家族の同意を得て行います。
- ② 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者および利用者のご家族の方は、学生の教育・実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接たずねることができます。
- ④ 利用者および利用者のご家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件で拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生の教育・実習を通じ知り得た利用者および利用者のご家族の方々に関する情報について、他者に漏らすことのないよう個人情報の保護に努めます。

13 賠償責任

事業者がサービス提供に伴って、事業者の責務に帰すべき事由によって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、その損害が事業者の故意・過失により生じたものでない場合は、事業者はその損害を賠償いたしません。

14 訪問困難時について

天候・災害等により、訪問することに危険を伴うと判断した場合は訪問を中止することがあります。（その場合は、利用者・家族・居宅介護支援事業所に連絡します。）

15 業務継続計画の策定

- ①感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ②感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）行います。

③感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

16 感染症対策の強化

当事業所は、明治国際医療大学附属病院の感染対策委員会に属し、1か月に1回開催された委員会の結果について周知し、感染の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施します。

17 連絡体制

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

■緊急連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	() ()

主治医	病院	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護
予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日　：　令和　　　年　　　月　　　日

【事　業　者】	所在地	京都府南丹市日吉町保野田長通 16-3
	事業者（法人）名	学校法人明治東洋医学院
	事業所名	明治国際医療大学附属訪問看護ステーション
	事業所番号	2663490049
	代表者名	谷口　和彦

【説　明　者】	職名	看護師
	氏名	_____ 印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の
上、本書面を受療しました。

年月日　：　令和　　　年　　　月　　　日

【利用者本人】	住所	
	氏名	_____ 印

【（署名・法定）代理人】	住所	
--------------	----	--

（続柄　：　　）	氏名	_____
----------	----	-------

訪問看護医療D X情報活用加算について

学校法人 明治東洋医学院

明治国際医療大学附属訪問看護ステーション

学校法人明治東洋医学院明治国際医療大学附属訪問看護ステーション（以下、「事業所」という）は、利用者の診療情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、訪問看護医療D X情報活用加算として、月に1回に限り50円を所定額に加算いたします。

- （１） 事業所は、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用について電子情報処理組織の使用による請求を行います。
- （２） 事業所は、健康保険法第3条13項に規定する電子資格確認を行う体制を有します。
- （３） 医療D X推進の体制に関する事項及び、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を実施いたします。